

医療区分について(3)

□ 評価に当たっての留意点

○ 連続して該当すると判定できる日数の上限が設定されているもの

急性期の症状が、一般的には設定した日数以内で回復することを踏まえ、連続して該当する上限として設定したもの。いずれも回復後、増悪した場合には再度該当する。

<医療区分3>

- ・24時間持続点滴（連続する7日を超えた場合は8日目以降は該当しない）

<医療区分2>

- ・尿路感染症（連続する14日を超えた場合は15日目以降は該当しない）
- ・脱水（連続する7日を超えた場合は8日目以降は該当しない）
- ・せん妄（連続する7日を超えた場合は8日目以降は該当しない）
- ・経腸栄養を行われており且つ発熱又は嘔吐を伴う状態（連続する7日を超えた場合は8日目以降は該当しない）

○ 当該状態にあった日から連続して該当するものとした日数が設定されているもの

<医療区分2>

- ・体内出血（出血が見られた日から7日間該当）
- ・頻回の嘔吐（嘔吐のあった日から3日間該当）
- ・頻回の血糖検査（検査日から3日間該当）

15

診療報酬明細について

- 請求に当たっては、該当する日ごとの入院基本料の区分、及び当該区分に係る全ての疾患又は状態等並びにADL区分を記載すること。
(ただし、平成18年9月診療分まではこれらの記載を要しない)
- なお、平成18年10月診療分以降でも、全ての疾患又は状態等の記載が困難な場合は主なものの記載であってもよい。

(記載例)

7月 1日	1, 220 × 1日(入院基本料C)	
	15 その他難病(スモンを除く)	ADL10点
7月 2日~7月15日	1, 344 × 14日(入院基本料B)	
	15 その他難病(スモンを除く)	ADL23点
7月16日~7月31日	1, 740 × 16日(入院基本料A)	
	3 中心静脈栄養を実施している状態	ADL23点
	15 その他難病(スモンを除く)	

16